

2023年7月13日

令和5年7月7日からの大雨により被災されたお客さまへの 「災害特別融資」の取扱いについて

このたびの大雨により被災された皆さま方には、心よりお見舞い申し上げます。
株式会社 筑邦銀行（頭取 佐藤 清一郎）は、今回の大雨により被災されたお客さまをご支援するため、「災害特別融資」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。
被災された皆さま方の一日も早い災害復旧をお祈り申し上げます。

記

- お取扱期間
2023年7月13日（木）～2023年12月29日（金）
- 災害特別融資の概要

項目	法人・個人事業主の方	個人の方
融資対象者	令和5年7月7日からの大雨により被災された法人・個人事業主の方	令和5年7月7日からの大雨により被災された個人の方
資金使途	災害復旧に必要な資金 ① 運転資金または設備資金 ② 事業用設備の復旧に必要な資金 ③ 被災者従業員等の生活安定を支援する資金	災害復旧に必要な資金 ① 住宅の補修・修繕資金 ② 自家用車の修理、買替資金 ③ 家具、家電等の修理、買替資金
科目	証書貸付	証書貸付
融資限度額	10万円以上1,000万円以下（単位：10万円）	10万円以上500万円以下（単位：10万円）
融資期間	10年以内（据置1年以内）	10年以内（据置1年以内）
融資利率	変動金利（短プラ連動）	変動金利（短プラ連動）
返済方法	元金均等または元利均等	元利均等 なお、元利均等半年毎増額返済（融資金額の50%以内）の併用も可
担保	原則不要	原則不要
保証人	原則不要 ただし、法人の場合は代表者1名	原則不要

※審査結果により、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。
詳細につきましては、筑邦銀行の各支店窓口までお問い合わせください。

以上